

府中市東京オリンピック・パラリンピック競技大会等関連事業推進会議  
設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会及びラグビーワールドカップ2019(以下「オリンピック等」という。)の開催に伴う本市及び市内関係機関・団体が実施する取組について、情報交換等を行うことにより、市全体が一体となって施策を講じるため、府中市東京オリンピック・パラリンピック競技大会等関連事業推進会議(以下「推進会議」という。)を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について情報交換等を行う。

- (1) オリンピック等に関連する関係者間の情報共有及び連絡調整に関すること。
- (2) オリンピック等の開催を契機とした地域の取組の促進に関すること。
- (3) オリンピック等の大会気運の醸成に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 推進会議は、次に掲げる者のうちから、市長が依頼する委員をもって組織する。

- (1) 府中市長
- (2) 府中市教育長
- (3) 府中市議会議長
- (4) 市内に所在するスポーツ・経済・観光・文化・自治会・国際交流・福祉・教育・防犯・交通等の関係団体の役職員等

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、4年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間と同一の期間とする。

(座長)

第 5 条 推進会議に座長を置き、座長は市長をもって充てる。

2 座長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

(会議)

第 6 条 推進会議の会議は、座長が招集し、座長が議長となる。

2 推進会議は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

(専門部会)

第 7 条 推進会議は、必要に応じて、専門部会を設置し、必要な調査等を行わせることができる。

2 専門部会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第 8 条 推進会議の庶務は、政策総務部政策課において処理する。

(雑則)

第 9 条 この要領に定めるもののほか推進会議の運営について必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、平成 29 年 1 月 18 日から施行する。